



第45回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月21日（火曜日）

開会 午前10時（開場 午前9時）

場所

京都市下京区烏丸通五条上の高砂町381-1

当会社 本社3階ホール

目次

定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	

【招集添付書類】

事業報告	22
連結計算書類	44
計算書類	46
監査報告書	48

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

- ・新型コロナウイルスの感染予防措置を講じた上で開催いたしますが、開催日時点での流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、当日の出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、厚生労働省のウェブサイトに記載の感染予防策等を事前にご確認いただきますようお願い申し上げます。

【お土産配布中止のお知らせ】

昨年より、ご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、お土産を取り止めさせていただきました。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

アイフル株式会社

郵送及びインターネット等による議決権行使期限
2022年6月20日（月曜日）午後6時まで

経営理念

誠実な企業活動を通じて、社会より支持を得る

経営理念を具現化した、VISION/MISSION/VALUEを設定

アイフルグループでは、変わる事の無い根幹を成す考え方として、「誠実な企業活動を通じて、社会より支持を得る」を経営理念として掲げておりましたが、2021年4月、理念体系を再構築し、時代に即した具体的な達成目標として「VISION/MISSION/VALUE」を設計しました。

VISION / MISSION / VALUE

| VISION |

For Colorful Life.

自分の色が輝く社会に



生活にも仕事にも、自分らしさを。
アイフルはひとりひとりの彩りで、
社会をもっと輝かせていきます。
あらゆる人が、自分らしくいられる未来を創造していくために。
私たちは、その人らしい色を大切にします。

| MISSION |

対：顧客

Go beyond

お客様の
期待を超えよう

対：社会

Step forward

より良い明日を
作ろう

対：社内

Be unique

個性を
認めあおう

| VALUE |

Be honest

誠実

Build relationship

信頼

Try harder

努力

Be grateful

感恩

(証券コード 8515)

2022年5月30日

株 主 各 位

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

アイフル株式会社

代表取締役社長 福 田 光 秀

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスの感染予防措置を講じた上で開催いたしますが、開催日時点での流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、当日の出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」(3頁)及び「インターネット等による議決権行使について」(4頁)に従って、2022年6月20日(月曜日)午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月21日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1
当会社 本社3階ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

3. 目的事項

- 報告事項** 1 第45期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2 第45期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. インターネット上の当社ウェブサイトでの開示

- (1) 法令及び当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」「計算書類の個別注記表」「連結株主資本等変動計算書」及び「株主資本等変動計算書」につきましては、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会及び会計監査人がそれぞれ監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- (2) 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイトにおいて掲載することによりお知らせいたします。

当社ウェブサイト (<https://www.ir-aiful.com/jp/investor/stock/meeting.html>)

以 上

議決権行使についてのご案内

議決権行使は、以下の方法がございます。5頁以降の株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使ください。5頁以降の株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使ください。5頁以降の株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使ください。5頁以降の株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使ください。

●株主総会にご出席の場合



日時 2022年6月21日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください（ご捺印は不要です）。
また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいようお願い申し上げます。

●郵送による行使の場合



行使期限 2022年6月20日（月曜日）午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

●インターネット等による行使の場合



行使期限 2022年6月20日（月曜日）午後6時まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <https://www.web54.net>

詳細は次ページをご覧ください

- 議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- 議決権を電磁的方法（インターネット等）により複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。

インターネット等による議決権行使について

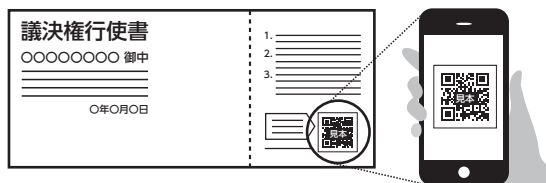
行使期限

2022年6月20日（月曜日）午後6時入力分まで

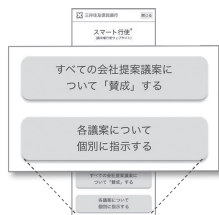
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願い致します。
※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

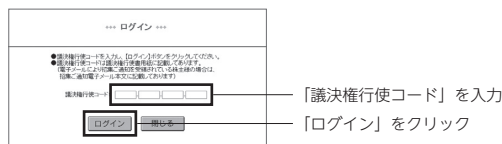
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

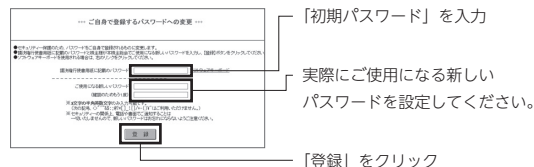
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行 ウェブサポート専用ダイヤル

0120-652-031 受付時間：午前9時～午後9時

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

第1号議案 定款一部変更の件

1 変更の理由

(1) 事業目的の記載の変更

変更案第2条は、事業目的の記載を変更するものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第15条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供装置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ②現行定款第15条(株主参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ③上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(目的)	(目的)
第2条 (記載省略)	第2条 (現行どおり)
(1) ~ (9) (記載省略)	(1) ~ (9) (現行どおり)
(10) <u>第8号の前払式証票を利用した広告宣伝業務</u>	(10) <u>第8号の前払式支払手段を利用した広告宣伝業務</u>
(11) ~ (77) (記載省略)	(11) ~ (77) (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(株主参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則</p> <p>1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位及び担当	取締役会出席率 (出席回数／開催回数)
1	ふくだ みつひで 福田 光秀	再任	代表取締役社長社長執行役員	100% (43回／43回)
2	ふくだ よしたか 福田 吉孝	再任	代表取締役会長	100% (43回／43回)
3	さとう まさゆき 佐藤 正之	再任	代表取締役専務執行役員	100% (43回／43回)
4	かみよ あきら 神代 顕彰	再任	取締役専務執行役員	100% (43回／43回)
5	ますい けいじ 増井 啓司	再任	取締役専務執行役員	100% (43回／43回)

■ 生年月日

1980年6月16日生

■ 所有する当社株式の数

62,184,743株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年4月 大和証券株式会社 入社

2009年4月 株式会社OGIキャピタル・パートナーズ 入社

2011年3月 当社入社

2011年6月 当社執行役員法人管理部担当

2012年6月 当社取締役執行役員法人管理部担当

2014年4月 当社取締役執行役員

2014年4月 ビジネクスト株式会社（現 アイフルビジネスファイナンス株式会社） 代表取締役社長

2014年6月 当社取締役常務執行役員

2016年4月 当社取締役常務執行役員保証事業1部兼保証事業2部担当

2016年4月 アストライ債権回収株式会社（現 AG債権回収株式会社） 代表取締役社長

2016年6月 当社取締役専務執行役員保証事業1部兼保証事業2部統括

2017年4月 当社取締役専務執行役員保証事業部統括

2018年4月 当社取締役専務執行役員営業本部長兼保証事業部兼マーケティング部兼IT企画部統括

2018年10月 当社取締役専務執行役員営業本部長兼保証事業部兼保証推進部兼マーケティング部統括

2019年4月 当社取締役専務執行役員営業本部長兼管理本部長兼保証事業本部長兼与信ガバナンス部統括

2019年6月 当社代表取締役専務執行役員営業本部長兼管理本部長兼保証事業本部長兼与信ガバナンス部統括

2020年6月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼経営情報室兼内部監査部統括（現任）

2020年6月 ライフカード株式会社 代表取締役会長（現任）

■ 重要な兼職の状況

ライフカード株式会社 代表取締役会長

取締役候補者とした理由

福田光秀氏は、当社グループにおける金融事業全般に関する幅広い知識に加え、他業種で培った業務経験と知見を有しております。2020年6月からは代表取締役社長として、顧客サービスレベルの向上やデジタル化を推進し、当社グループの成長を牽引してまいりました。今後も引き続き経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断したことから取締役候補者として選任しました。

■ 生年月日

1947年10月14日生

■ 所有する当社株式の数

3,216,778株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1967年4月 松原産業設立

1976年2月 株式会社大朝 代表取締役社長

1982年5月 合併により当社代表取締役社長

2007年4月 当社代表取締役社長リスク管理委員会委員長

2007年6月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長

2011年6月 ライフカード株式会社 代表取締役会長

2014年4月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼内部監査部担当

2016年6月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼内部監査部統括

2017年10月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼経営情報室兼内部監査部統括

2019年4月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼経営情報室兼内部監査部兼グループ内部監査部統括

2020年4月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼経営情報室兼内部監査部統括

2020年6月 当社代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

福田吉孝氏は、当社創業者として、当社グループの金融事業全般の経営に長年携わった経験から、グループ全体の経営に関する総合的な判断力を備えております。今後も引き続き経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断したことから取締役候補者として選任しました。

■ 生年月日

1957年9月9日生

■ 所有する当社株式の数

172,908株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年8月 当社入社
1996年2月 当社経営企画部長
1999年4月 当社営業本部副本部長兼推進部長
1999年6月 当社取締役営業本部副本部長兼推進部長
2004年10月 すみしんライフカード株式会社 代表取締役専務
2005年4月 当社取締役マーケティング部担当
2008年6月 当社取締役常務執行役員事業開発部担当
2010年4月 当社取締役常務執行役員経営企画本部長兼人事部担当
2010年6月 貸貸あんしん保証株式会社（現 あんしん保証株式会社）取締役（現任）
2011年7月 当社取締役専務執行役員経営企画本部長兼人事部担当
2013年4月 ビジネクスト株式会社（現 アイフルビジネスファイナンス株式会社） 代表取締役社長
2014年6月 当社代表取締役専務執行役員経営企画本部長兼人事部担当
2015年1月 AIRA & AIFUL Public Company Limited 署名権のある取締役（現任）
2016年4月 当社代表取締役専務執行役員経営企画本部長兼人事部管掌
2016年6月 当社代表取締役専務執行役員経営企画本部長兼人事部統括
2018年4月 当社代表取締役専務執行役員経営企画本部長
2022年4月 当社代表取締役専務執行役員営業本部長兼管理本部長兼与信ガバナンス部兼海外事業部兼バンコク駐在員事務所兼上海駐在員事務所兼ジャカルタ駐在員事務所統括（現任）

■ 重要な兼職の状況

あんしん保証株式会社 取締役
AIRA & AIFUL Public Company Limited 署名権のある取締役

取締役候補者とした理由

佐藤正之氏は、取締役として長年にわたって当社の経営に関与し、また、経営企画本部長、及び、国内外グループ会社の取締役を歴任するなど、当社の事業全般に関して豊富な経験を有しております。今後も引き続き経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断したことから取締役候補者として選任しました。

■ 生年月日

1960年9月7日生

■ 所有する当社株式の数

19,972株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月 住友信託銀行株式会社 入社

2005年1月 同社本店支配人

2005年4月 松下リース・クレジット株式会社(出向)取締役企画部長

2005年5月 住信・松下フィナンシャルサービス株式会社(出向)取締役企画部長

2008年5月 住友信託銀行株式会社東京営業第三部長

2011年4月 同社執行役員審査第一部長

2012年4月 三井住友信託銀行株式会社執行役員審査第一部長

2013年4月 同社常務執行役員

2017年4月 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 取締役副社長

2018年4月 同社 取締役社長

2020年4月 当社営業本部兼管理本部兼保証事業本部兼与信ガバナンス部兼リスク統括部付顧問

2020年6月 当社取締役専務執行役員コンプライアンス委員会委員長兼営業本部長兼管理本部長兼保証事業本部長兼与信ガバナンス部兼リスク統括部統括

2022年4月 当社取締役専務執行役員コンプライアンス委員会委員長兼経営企画本部長兼経営計画部兼人事部兼法務部兼リスク統括部統括 (現任)

取締役候補者とした理由

神代顕彰氏は、金融機関において幅広い分野での責任者を歴任し、取締役として経営への参画も経験しております。2020年6月より当社取締役に就任し、営業本部長、管理本部長としてローン事業全般を統括してまいりました。今後も引き続き経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断したことから取締役候補者として選任しました。

■ 生年月日

1963年3月24日生

■ 所有する当社株式の数

72,417株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年8月 当社入社

2002年10月 当社財務部長代理

2005年4月 当社近畿営業部長

2007年7月 当社営業企画推進部長

2010年1月 当社法人管理部長

2014年4月 当社執行役員

2016年6月 当社取締役執行役員

2017年6月 すみしんライフカード株式会社 代表取締役社長

2018年4月 ライフギャランティー株式会社（現 アイフルギャランティー株式会社） 代表取締役社長

2020年6月 AGミライバライ株式会社 代表取締役会長

2021年4月 当社取締役執行役員法人営業推進部兼東日本営業部兼西日本営業部統括

2022年4月 当社取締役専務執行役員保証事業本部長兼法人営業推進部兼東日本営業部兼西日本営業部統括（現任）

取締役候補者とした理由

増井啓司氏は、営業部門、財務部門等の責任者として、及び、当社グループ会社の取締役を歴任するなど、当社の事業全般に関して豊富な経験を有しております。今後も引き続き経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断したことから取締役候補者として選任しました。

- (注) 1. 候補者福田光秀氏は、ライフカード株式会社の代表取締役会長を兼務し、同社は当社と取引関係があります。
2. 候補者佐藤正之氏は、あんしん保証株式会社の取締役を兼務し、同社は当社と取引関係があります。
3. 候補者佐藤正之氏は、AIRA & AIFUL Public Company Limitedの署名権のある取締役を兼務し、同社は当社と取引関係があります。
4. 他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 各候補者の所有する当社の株式数には、アイフル役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
6. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役になされた場合は、当該保険契約の被保険者となり、2022年7月に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役を1名増員することといたしたく、選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

まえだ しんいちろう
前田 真一郎

新任 **社外** **独立**

■ 生年月日

1969年5月19日生

■ 所有する当社株式の数

0株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年4月 野村総合研究所 入社
1998年4月 野村証券金融研究所 研究員・アナリスト
2000年6月 Nomura Securities International (米国野村証券) アナリスト
2004年1月 野村証券金融(経済)研究所 主任研究員・シニアアナリスト
2005年4月 名城大学 経営学部 国際経営学科 助教授
2007年4月 名城大学 経営学部 国際経営学科 准教授
2015年4月 名城大学 経営学部 国際経営学科 教授
2017年10月 九州大学 経済学研究院 准教授(現任)

■ 重要な兼職の状況

九州大学 経済学研究院 准教授

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

前田真一郎氏は、大学教員として、日本及び米国の金融ビジネス研究の豊富な学識経験と実績があり、金融分野における専門的かつグローバルな視点での幅広い知見を有しております。直接会社経営に関与された経験はありませんが、当社経営に対して客観的・中立的立場から助言や指導をいただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者として選任しました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員である取締役候補者の前田真一郎氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
3. 候補者が監査等委員である取締役に就任された場合、当社定款第28条第2項に基づき、当社は、候補者との間で、会社法第423条第1項の規定により、当社に対し負担する任務懈怠による損害賠償責任については、社外取締役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、監査等委員である取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2022年7月に当該保険契約を更新する予定であります。

ご参考：本定時株主総会後の取締役(監査等委員含む)のスキル・経験

当社取締役会が果たしていくべき監督機能を継続的に向上させることを目的に、取締役が保有する多様なスキルをマトリックス化し、以下のとおり開示します。

氏名	地位 及び 担当	スキル・経験											
		企業 経営	法務 コンプライアンス リスク管理	財務 会計	グローバル	人事 労務 人材開発	金融事業			与信 マーケティング	IT デジタル DX	M&A	多様性
							ローン 事業	クレジット カード事業	信用保証 事業				
福田 光秀	代表取締役 社長執行役員	○	△	○		△	○	○	○	○	○		
福田 吉孝	代表取締役 会長	○	○	○		○	○	○	○	○		○	
佐藤 正之	代表取締役 専務執行役員	○		○	○	○	○	○		○	○	○	
神代 顕彰	取締役 専務執行役員	○	△	○			○			△	○		
増井 啓司	取締役 専務執行役員	○		○			○	○		○			
志村 仁	取締役 監査等委員(社外)	○	○	○	○								○
福田 芳秀	取締役 監査等委員		○	△									
鈴木 治一	取締役 監査等委員(社外)		○										○
前田 真一郎	取締役 監査等委員(社外)			○	○		○	○					○

- (注) 1. 「企業経営」の項目は当社及び他社において、業務執行取締役の経験が1年以上あることを表しています。
2. 「企業経営」以外の項目は、当社及び他社において、当該事業分野の部門長以上（またはそれに準ずる役職）の経験が3年以上あれば○、1年以上3年未満であれば△で表しています。

スキル項目		説明
	企業経営	自社（子会社含む）及び他社において、業務執行取締役役に就任したことがあり、企業経営について知見・経験を有すると認められる者。
	法務 コンプラ リスク管理	法律・リスクマネジメントに関する専門性を有する者。又は、弁護士資格を有しており、法律・コンプライアンスに関して、知見・経験を有すると認められる者。
	財務会計	財務・会計に関する専門性を有する者。又は、税理士資格やアナリスト経験を有しており、財務・会計に関して、知見・経験を有すると認められる者。
	グローバル	海外事業展開の経験、海外子会社の役員経験、又は海外赴任の経験があり、グローバル環境でのマネジメントの知見・経験を有すると認められる者。
	人事労務 人材開発	人事労務に関する専門性を有し、経営資源である社員の適正配置、人材育成、ダイバーシティ、働き方等に関する知見・経験を有すると認められる者。
	金融事業	グループの事業の核である、ローン事業（消費者・事業者）、クレジットカード事業、信用保証事業のいずれかにおいて豊富なマネジメント経験があり、経営戦略策定・営業収益向上に貢献できる知見・経験を有すると認められる者。
	与信 マーケティング	金融の本質である「与信」の専門的知識・経験を有し、データ分析に基づくマーケティングにより、利益の最大化に貢献できる知見・経験を有すると認められる者。
	ITデジタル DX	ITデジタル分野・DX・情報システムに関する専門的知識を有し、新たなサービス提供や事業構造を改革し、利益の最大化に貢献できる知見・経験を有すると認められる者。
	M&A	M&Aの専門的知識と実務並びにマネジメント経験を有し、事業ポートフォリオの多様化に貢献できる知見・経験を有すると認められる者。
	多様性	学識（弁護士資格・博士号など）、官公庁の重要ポスト、性別、国際性など、社内の常識や経験だけにとらわれない多様なバックグラウンドにより、アイフルグループのイノベーションに寄与する知見・経験を有すると認められる者。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2015年6月23日開催の第38回定時株主総会において、年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役並びに国内非居住者を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の範囲内にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役0名）ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役0名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年333,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

なお、本議案が原案どおりに承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員（国内非居住者を除く。）並びに当社子会社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び取締役を兼務しない執行役員（国内非居住者を除く。）に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬を導入する予定です。

【本割当契約の内容の概要】

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より３年間にわたる期間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. 基本方針

当社は、役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は「誠実な企業活動を通じて、社会より支持を得る」という経営理念のもと、役割発揮に対する対価として機能させるほか、中長期的な会社業績向上及び企業価値拡大に対するインセンティブとして有効に機能させることを方針としております。具体的には、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬等については、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等としての金銭報酬及び非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）により構成し、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬等については、その独立性の観点から固定報酬としての基本報酬のみで構成するものとします。

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会、監査等委員会であり、その内容として、経営環境及び業績の状況等を踏まえ、必要に応じて報酬体系・報酬水準の見直しを図ることとし、各人への配分は、役職ごとの役割の大きさ、各人の事務委嘱や職務の内容及び責任範囲に応じて決定しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については、2015年6月23日開催の第38回定時株主総会において、年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議しております。当該決議当時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名であります。また、2022年6月21日開催の第45回定時株主総会において、上記の報酬枠の範囲内にて、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役並びに国内非居住者を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬として支給する金銭債権の総額を年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）、発行又は処分する普通株式の総数を年333,000株以内と決議しております。当該決議当時の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役並びに国内非居住者を除く。）の員数は5名であります。

また、監査等委員である取締役の報酬等については、2015年6月23日開催の第38回定時株主総会において、年額80百万円以内と決議しております。当該決議当時の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬（固定額）は、月例の固定報酬とし、報酬ランクごとに報酬テーブルを定めております。また、報酬ランクを決定する一定基準を役職ごとに設け、基本報酬は報酬ランクに基づく金額としております。

3. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は株価上昇及び業績向上に対する意欲を高め、企業価値の増大を図ることを目標とし、業績連動報酬（変動額）に係る指標は、報酬ランクの基準額に対し、各取締役の評価に基づく評価乗率及び会社業績乗率から算出することとし、これを毎年一定の時期に支給しております。各

取締役の評価に基づく評価乗率及び会社業績乗率は、各取締役の担当部門の成果を反映させるため、経営環境に加え、各取締役が担当する事業ごとの営業アセット、回収状況といった営業指標及び営業収益や経常利益、ROAといった経営指標を重要な指標値とし、取締役ごとに、担当部門の目標に対する実績評価を行い、業績連動報酬の額の決定は、5のとおり、取締役の処遇決定機関である人事委員会（評価の公平性・透明性を担保することを目的に設置し、代表取締役社長が指名する取締役にて構成）への諮問、答申を経た上で行っております。

また、上記の業績連動報酬のうち一定割合を非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）として支給することで、業績と株価との連動性を高めることとしております。具体的には、株主総会で決議した報酬限度額の範囲内で、上記のプロセスに従い決定される業績連動報酬のうち、一定の割合に係る金銭債権を現物出資させる方法により、対象となる取締役に譲渡制限付株式を付与するものであり、譲渡制限期間は、3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間とします。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、人事委員会において検討を行っております。5の委任を受けた代表取締役社長は人事委員会の答申内容に従って、取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長社長執行役員である福田光秀氏がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の評価配分としております。これらの権限を委任する理由は、各取締役の担当事業の業績を把握し、その業務に連動した評価を実施するにあたり適任と判断していることによります。

取締役会は、その権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、業績連動報酬の額の決定について人事委員会に原案を諮問し答申を得るとともに、監査等委員会への意見収集を実施するものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申及び意見収集の結果に従って決定しなければならないこととしております。

(ご参考)

「当社の社外役員の独立性に関する基準」

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しており、独立社外取締役の基準を以下のとおり定めております。

1. 以下のいずれにも該当しない場合、かつ、それ以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物である場合、当社は、当社に対する十分な独立性を有する者と判断する。
 - (1) 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行取締役等※1である者、かつ、その就任の前10年間に於いて（但し、その就任の前10年内のいずれかの時に於いて当社グループの非業務執行取締役※2又は監査役であったことがある者にあつては、それらの役職への就任の前10年間に於いて）当社グループの業務執行取締役等であった者
 - (2) 当社の現在の主要株主※3又は当該主要株主が法人である場合には最近5年間に於いて当該主要株主又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員又は支配人その他の使用人である者(あつた者)
 - (3) 当社が現在、主要株主※3である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
 - (4) 当社グループを主要取引先※4とする者(あつた者)又はその親会社若しくは重要な子会社又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の使用人である者(あつた者)
 - (5) 当社の主要取引先※4である者(あつた者)又はその親会社若しくは重要な子会社、又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の使用人である者(あつた者)
 - (6) 当社グループから一定額※5を超える寄付又は助成を受けている組織（例えば、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）の理事（業務執行に当たる者に限る。）その他の業務執行者（当該組織の業務を執行する役員、社員又は使用人をいう。）である者
 - (7) 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役又は執行役員である者
 - (8) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者（以下「大口債権者等」という。）又は直近3年間に於いて当該大口債権者等又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者(あつた者)
 - (9) 現在、当社グループの会計監査人又は監査法人若しくは税理士法人の社員、パートナー又は従業員である者又は最近3年間に於いて当社グループの会計監査人又は監査法人若しくは税理士法人の社員、パートナー又は従業員であつて、当社グループの監査業務を実際に担当（但し、補助的関与は除く。）していた者（現在退職又は退所している者を含む。）

(10) 上記(9)に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、(イ)役員報酬以外に当社グループから過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者又は(ロ)当社グループを主要な取引先とするファーム(過去3事業年度の平均で、そのファームの連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けたファーム。)の社員、パートナー、アソシエイト又は従業員である者

(11) 上記(1)から(10)のいずれかの者の近親者※6である者

2. 上記1. のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立取締役とすることができる。

※1「業務執行取締役等」とは、業務執行取締役又は執行役員、支配人その他の使用人をいう

※2「非業務執行取締役」とは、業務執行取締役に該当しない取締役をいう

※3「主要株主」とは、議決権所有割合10%以上の株主をいう

※4「主要取引先」とは、その者の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払を、直近事業年度又は直近事業年度に先行する3事業年度において当社グループから受けた者(当社グループを主要取引先とする者)、当社の直近事業年度における年間総売上高の2%以上の支払を直近事業年度又は直近事業年度に先行する3事業年度において行っている者(当社グループの主要取引先)をいう

※5「一定額」とは過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額をいう

※6「近親者」とは配偶者又は二親等内の親族をいう、但し1.(1)は最近5年間迄に該当する者を対象とする

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

I. 企業集団の現況

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染者数の増加と減少に合わせて経済活動の制限と緩和が繰り返される中で、ワクチンの普及や接種が進み、正常化に向けた動きが見られました。しかしながら、足元では変異株による感染者数の再拡大や、ウクライナ紛争による経済活動への影響が警戒されるなど、依然として先行き不透明な状態が続いております。

消費者金融業界におきましては、大手各社における新規成約件数が前年同期比で増加するなど、回復傾向が続いております。また、利息返還請求については、着実に減少しているものの、外部環境の変化等の影響を受けやすいことから、引き続き注視が必要な状態です。

今後につきましても、新型コロナウイルスの感染再拡大に引き続き注視が必要な状況ではございますが、当社グループにおきましては、経営課題の一つである利息返還請求へ対応しつつ、「成長性」と「収益性」の両立によるアセットの拡大や、連結利益最大化に向けた経営資源の適正化に努めてまいります。

また、経営テーマとして掲げております「環境変化に応じた組織・制度の変革とデジタル技術の活用により、IT金融グループとして成長を遂げる」を具現化させるため、事業多角化、海外ビジネス強化等による「事業ポートフォリオの分散」とIT技術分析、システム内製化等の「デジタル技術の利活用」に重点をおいて取り組んでまいります。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

当連結会計年度から、「AIRA & AIFUL Public Company Limited」について量的な重要性が乏しくなったため、報告セグメントから「その他」として記載する方法に変更しております。以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。）等を当連結会計期間の期首から適用しており、財政状態および経営成績に影響を及ぼしています。詳細については、WEB開示「連結注記 2. 会計方針の変更（1）「収益認識に関する会計基準」等の適用」に記載のとおりです。

(アイフル株式会社)

〔ローン事業〕

ローン事業につきましては、テレビCMやWEBを中心とした効果的な広告戦略のほか、お客様の利便性向上に向け、公式サイトやスマホアプリ、申込フォーマットの改修など、お客様目線でのサービス向上に取り組み、新規成約件数や営業貸付金残高の増加に努めております。

その結果、当連結会計年度における当社の無担保ローン新規成約件数は、21万件（前期比30.4%増）、成約率は32.9%（前期比7.2ポイント減）となりました。

また、当連結会計年度末における無担保ローンの営業貸付金残高は449,747百万円（前期末比5.6%増）、有担保ローンの営業貸付金残高は3,501百万円（前期末比27.3%減）、事業者ローンの営業貸付金残高は8,635百万円（前期末比13.0%増）、ローン事業全体の営業貸付金残高は461,884百万円（前期末比5.4%増）となりました（債権の流動化によりオフバランスとなった営業貸付金10,950百万円が含まれております）。

〔信用保証事業〕

信用保証事業につきましては、個人及び事業者の与信ノウハウや独立系の強みを活かし、保証残高拡大に向けた商品の多様化や新規保証提携の推進に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度末における個人向け無担保ローンの支払承諾見返残高は126,883百万円（前期末比11.8%増）、事業者向け無担保ローンの支払承諾見返残高は31,762百万円（前期末比22.9%増）となりました。

なお、事業者向け無担保ローンの支払承諾見返残高のうち3,862百万円はアイフルビジネスファイナンス株式会社への保証によるものであります。

以上の結果、当連結会計年度における当社の営業収益は83,117百万円（前期比5.4%増）、営業利益は4,757百万円（前期比54.6%減）、経常利益は6,748百万円（前期比43.6%減）、当期純利益は7,912百万円（前期比17.4%減）となりました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

(ライフカード株式会社)

〔包括信用購入あっせん事業〕

包括信用購入あっせん事業につきましては、新規提携カードの発行や大型提携先での店頭カード入会のWEB化、新デザインカードの募集などにより入会申込の拡大に努めるとともに、会員向けWEBサイトや公式アプリの改修により利便性向上を図ることで、既存カード会員の稼働率向上などに取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度における取扱高は862,914百万円（前期比5.5%増）、当連結会計年度末における包括信用購入あっせん事業に係る割賦売掛金残高は101,813百万円（前期末比1.5%増）となりました（債権の流動化によりオフバランスとなった割賦売掛金6,536百万円が含まれております。）。

〔カードキャッシング事業〕

カードキャッシング事業における、当連結会計年度末の営業貸付金残高は23,621百万円（前期末比6.6%減）となりました（債権の流動化によりオフバランスとなった営業貸付金1,603百万円が含まれております。）。

〔信用保証事業〕

信用保証事業につきましては、個人及び事業者の与信ノウハウや独立系の強みを活かし、保証残高拡大に向けた商品の多様化や新規保証提携の推進に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度末における個人向け無担保ローンの支払承諾見返残高は26,814百万円（前期末比6.8%増）、事業者向け無担保ローンの支払承諾見返残高は1,136百万円（前期末比5.4%増）となりました。

また、コロナ禍での生活様式変容・キャッシュレス化の加速などのマーケット動向に伴いカードショッピング利用促進に注力した結果、当連結会計年度におけるライフカード株式会社の営業収益は32,354百万円（前期比0.2%増）、営業利益は1,592百万円（前期比55.2%減）、経常利益は1,800百万円（前期比57.6%減）、当期純利益は1,755百万円（前期比44.1%減）となりました。

なお、ライフカード株式会社は、株式60%を保有していたすみしんライフカード株式会社を2022年1月4日付で完全子会社化し、その後、2022年4月1日付で、ライフカード株式会社を存続会社、すみしんライフカード株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。

(その他)

当連結会計年度における報告セグメントに含まれない連結子会社 8 社 (AIRA & AIFUL Public Company Limited、アイフルビジネスファイナンス株式会社、AG債権回収株式会社、AGキャピタル株式会社、アイフルギャランティー株式会社、AGミライバライ株式会社、AGメディカル株式会社、すみしんライフカード株式会社) の営業収益は18,699百万円 (前期比3.2%増)、営業利益は3,718百万円 (前期比82.3%増)、経常利益は14,468百万円 (前期比369.5%増)、当期純利益は13,767百万円 (前期は708百万円の当期純利益) となりました。

(業績の概況)

当連結会計年度における当社グループの営業収益は132,097百万円 (前期比3.6%増) となりました。その主な内訳といたしましては、営業貸付金利息が76,332百万円 (前期比3.1%増)、包括信用購入あっせん収益が18,833百万円 (前期比1.0%増)、信用保証収益が15,730百万円 (前期比8.3%増) となっております。

営業費用につきましては、10,904百万円増加の120,855百万円(前期比9.9%増)となりました。その主な要因といたしましては、利息返還損失引当金繰入額を19,929百万円計上したことなどによるものであります。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの営業利益は11,242百万円 (前期比35.9%減)、経常利益は、12,265百万円 (前期比36.5%減) となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、非支配株主に帰属する当期純利益703百万円を計上した結果、12,334百万円 (前期比33.1%減) となりました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は3,989百万円であります。その主な内容は、システム関連としてW E Bシステム更改1,267百万円、クレジットカード関連697百万円、D Rサイト構築638百万円、勘定系システム更改285百万円であります。

3. 資金調達の状況

当社グループは、お客様へのご融資などの営業活動や設備投資等に対して資金を必要としており、金融機関等からの借入れや社債の発行等により調達を行っております。

当連結会計年度末における短期調達残高（コマーシャル・ペーパーを含む）は81,343百万円（前期末比19.3%減）、長期借入金残高は364,057百万円（前期末比11.4%増）、社債残高は35,000百万円（前期末比16.4%増）となり、資金調達残高は前期末比5.0%増の480,401百万円となりました。

4. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種のさらなる普及や感染拡大防止策の徹底により、経済活動が徐々に持ち直していくことが期待されますが、変異株の再拡大による経済活動の制限、ウクライナ紛争の影響により景気減速が警戒されるなど、先行きが不透明な状況が続くと思われまます。

また、異業種からの新規参入、新型コロナウイルス感染症拡大による生活様式の変化、D X化の加速等、当社グループを取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、変化に対して迅速に対応することが求められております。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、経営課題の一つである利息返還請求に対応しつつ、ローン事業、クレジットカード事業、信用保証事業、海外事業を中心に、グループ全体で営業アセットの拡大と金融事業の多角化に努め、「安全性」、「収益性」、「成長性」のバランスを重視した経営に引き続き取り組んでまいります。また、変わり続ける環境に対応すべく、アイフルグループブランドの確立とデータ活用の高度化により、ステークホルダーからの強力な支持を得られる企業への変革、並びにI T・デジタル活用における与信力の最大化や、連結利益最大化に向けた経営資源の適正化を図ってまいります。

5. 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 42 期 (2019年3月期)	第 43 期 (2020年3月期)	第 44 期 (2021年3月期)	第 45 期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
営 業 貸 付 金 (百万円)	521,823	573,080	553,389	582,349
顧 客 口 座 数 (口座)	1,437,771	1,486,646	1,425,205	1,464,214
営 業 収 益 (百万円)	115,328	127,038	127,481	132,097
経 常 利 益 (百万円)	4,110	1,716	19,305	12,265
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	9,346	1,390	18,437	12,334
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	19.32	2.88	38.12	25.50
潜 在 株 式 調 整 後 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	—	—	—	—
総 資 産 (百万円)	760,587	860,507	863,354	935,642
純 資 産 (百万円)	128,016	128,931	147,692	156,526

- (注) 1. 営業貸付金には、債権の流動化によりオフバランスとなった営業貸付金（第42期は64,037百万円、第43期は56,119百万円、第44期は37,049百万円、第45期は34,891百万円）を含めて記載しております。
2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

6. 重要な子会社の状況（2022年3月31日現在）

(1) 重要な子会社の状況

名 称	資本金	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
ライフカード株式会社	100百万円	100.00	信販事業・信用保証事業
アイフルビジネスファイナンス株式会社	110百万円	100.00 (100.00)	事業者金融事業
A G 債 権 回 収 株 式 会 社	600百万円	100.00	債権管理回収事業
A G キャピタル株式会社	10百万円	100.00	ベンチャーキャピタル事業
アイフルギャランティー株式会社	110百万円	100.00	信販事業
すみしんライフカード株式会社	255百万円	100.00 (100.00)	信販事業
AIRA & AIFUL Public Company Limited	4,000百万 タイバーツ	49.75	消費者金融事業
A G ミライバライ株式会社	100百万円	100.00 (100.00)	後払い決済事業
A G メディカル株式会社	50百万円	100.00 (100.00)	事業者金融事業

(注) 1. 議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

2. AIRA & AIFUL Public Company Limitedについては、当社の議決権比率が49.75%ですが、支配力基準の適用により連結子会社としております。

(2) 持分法適用会社の状況

名 称	資本金	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
あんしん保証株式会社	680百万円	37.75 (2.10)	家賃債務保証事業

(注) 議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

(3) 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

7. 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

事業区分	主要な事業内容	
金融事業	消費者金融事業	一般消費者への小口資金の無担保融資事業
	不動産担保金融事業	不動産を担保とする融資事業
	事業者金融事業	事業を行う個人経営者を中心とする融資事業
	信販事業	包括信用購入あっせん事業
	信用保証事業	金融機関等が実施する融資の信用保証事業
	債権管理回収事業	各種債権の管理・回収事業
	後払い決済事業	E C事業者及び購入者への後払い決済サービスの提供
その他	ベンチャーキャピタル事業	ベンチャー企業の開拓、投資、育成支援事業
	家賃債務保証事業	賃貸借契約における家賃債務の機関保証事業

8. 主要な営業所（2022年3月31日現在）

当 社	本 社	京都市下京区
	東京支社	東京都港区
	コンタクトセンター西日本	滋賀県草津市
ライフカード株式会社	本 社	横浜市青葉区
	東京事務所	東京都港区

9. 従業員の状況（2022年3月31日現在）

(1) 企業集団の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
2,116名 (1,032名)	19名減 (24名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 従業員数には、外書きしております臨時従業員1,032名は含まれておりません。

(2) 当社の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,010名	2名減	40.06歳	15年4ヵ月

- (注) 従業員数には、出向者及び臨時従業員は含まれておりません。

10. 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

(1) 企業集団の主要な借入先

借入先	借入額 (百万円)
三井住友信託銀行株式会社	84,768
株式会社青山キャピタル	51,010
株式会社あおぞら銀行	32,966
株式会社きらぼし銀行	19,347
近畿産業信用組合	14,902

- (注) 1. 三井住友信託銀行株式会社からの借入額には、三井住友信託銀行株式会社を幹事とするシンジケートローンによる借入額が一部含まれております。
2. 三井住友信託銀行株式会社を幹事とするシンジケートローンは、以下のとおりです。
シンジケートローン (1,000百万円) 金融機関1社
3. 上記以外に債権の流動化により、113,060百万円の資金調達を行っております。

(2) 当社の主要な借入先

借入先	借入額 (百万円)
三井住友信託銀行株式会社	83,053
株式会社あおぞら銀行	32,966
株式会社きらぼし銀行	19,347
近畿産業信用組合	14,902
株式会社山口銀行	14,627

- (注) 1. 三井住友信託銀行株式会社からの借入額には、三井住友信託銀行株式会社を幹事とするシンジケートローンによる借入額が一部含まれております。
2. 三井住友信託銀行株式会社を幹事とするシンジケートローンは、以下のとおりです。
シンジケートローン (1,000百万円) 金融機関1社
3. 上記以外に債権の流動化により、113,060百万円の資金調達を行っております。

II. 会社の現況

1. 株式の状況（2022年3月31日現在）

- | | | |
|----------------|----------|----------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 普通株式 | 1,136,280,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | | 484,620,136株 |
| | (うち自己株式) | 917,470株 |
| (3) 株主数 | | 24,847名 |
| (4) 大株主（上位10名） | | |

株 主 名	持 株 数 (千 株)	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 A M G	94,814	19.60
福 田 光 秀	62,155	12.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	43,038	8.90
株 式 会 社 丸 高	24,543	5.07
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	19,180	3.97
JP MORGAN CHASE BANK 385632	17,984	3.72
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	14,804	3.06
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	12,307	2.54
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	11,346	2.35
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	4,702	0.97

(注) 持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

2. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度末日において取締役が保有する新株予約権の状況（2022年3月31日現在）
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 氏 名 等 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	福 田 光 秀	社長執行役員 リスク管理委員会委員長兼経営情報室兼内部監査部統括 ライフカード株式会社 代表取締役会長
代表取締役会長	福 田 吉 孝	
代 表 取 締 役	佐 藤 正 之	専務執行役員 経営企画本部長 すみしんライフカード株式会社 代表取締役専務 あんしん保証株式会社 取締役 AIRA & AIFUL Public Company Limited 署名権のある取締役
取 締 役	神 代 顕 彰	専務執行役員 コンプライアンス委員会委員長兼営業本部長兼管理本部長兼保証事業本部長兼与信ガバナンス部兼リスク統括部統括
取 締 役	中 川 次 夫	専務執行役員 経理部兼総務部兼人事部統括
取 締 役	増 井 啓 司	専務執行役員 法人営業推進部兼東日本営業部兼西日本営業部統括 すみしんライフカード株式会社 代表取締役社長 アイフルギャランティー株式会社 代表取締役社長 AGミライバライ株式会社 代表取締役会長
取締役(常勤監査等委員)	志 村 仁	ライフカード株式会社 監査役
取締役(常勤監査等委員)	福 田 芳 秀	ライフカード株式会社 監査役 すみしんライフカード株式会社 監査役
取締役(監査等委員)	鈴 木 治 一	植松・鈴木法律事務所 所長弁護士 京都機械工具株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役の中川次夫氏は、2022年3月31日に専務執行役員を退任いたしました。
2. 監査等委員である取締役のうち、志村仁氏、鈴木治一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員である取締役の志村仁氏は、金融庁など多様な分野における長年の経験を通して培った経験、福田芳秀氏は、当社経理部において培った業務経験があり、両氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 植松・鈴木法律事務所と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 京都機械工具株式会社と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 監査等の環境の整備及び社内の情報の収集に努めるため、志村仁氏、福田芳秀氏を常勤の監査等委員として選定しております。

7. 当事業年度末日後に取締役の担当及び重要な兼職を次のとおり変更しております。

氏名	担当及び重要な兼職の状況	異動年月日
佐藤 正之	専務執行役員 営業本部長兼管理本部長兼与信ガバナンス部兼海外事業部兼バンコク駐在員事務所兼上海駐在員事務所兼ジャカルタ駐在員事務所統括	2022年4月1日
神代 顕彰	専務執行役員 コンプライアンス委員会委員長兼経営企画本部長兼経営計画部兼人事部兼法務部兼リスク統括部統括	2022年4月1日
増井 啓司	専務執行役員 保証事業本部長兼法人営業推進部兼東日本営業部兼西日本営業部統括	2022年4月1日
福田 芳秀	ライフカード株式会社 監査役	2022年4月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款第28条第2項に基づき、当社は、監査等委員である社外取締役志村仁氏と鈴木治一氏との間で、会社法第423条第1項の規定により、当社に対し負担する任務懈怠による損害賠償責任については、社外取締役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査等委員である取締役及び執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

【取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項】

①基本方針

当社は、役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は「誠実な企業活動を通じて、社会より支持を得る」という経営理念のもと、役割発揮に対する対価として機能させるほか、中長期的な会社業績向上及び企業価値拡大に対するインセンティブとして有効に機能させることを方針としております。

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会、監査等委員会であり、その内容として、経営環境及び業績の状況等を踏まえ、必要に応じて報酬体系・報酬水準の見直しを図ることとし、各人への配分は、役職ごとの役割の大きさ、各人の事務委嘱や職務の内容及び責任範囲に応じて決定しております。

②基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役(監査等委員を除く。)の基本報酬(固定額)は、月例の固定報酬とし、報酬ランクごとに報酬テーブルを定めております。また、報酬ランクを決定する一定基準を役職ごとに設け、基本報酬は報酬ランクに基づく金額としております。

③業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は株価上昇及び業績向上に対する意欲を高め、企業価値の増大を図ることを目標とし、業績連動報酬(変動額)に係る指標は、報酬ランクの基準額に対し、各取締役の評価に基づく評価乗率及び会社業績乗率から算出することとし、これを毎年一定の時期に支給しております。各取締役の評価に基づく評価乗率及び会社業績乗率は、各取締役の担当部門の成果を反映させるため、経営環境に加え、各取締役が担当する事業ごとの営業アセット、回収状況といった営業指標及び営業収益や経常利益、ROAといった経営指標を重要な指標値とし、取締役ごとに、担当部門の目標に対する実績評価を行い、業績連動報酬の額の決定は、⑤のとおり、取締役の処遇決定機関である人事委員会(評価の公平性・透明性を担保することを目的に設置し、代表取締役・社長が指名する取締役にて構成)への諮問、答申を経た上で行っております。

なお、当連結会計年度における主要な経営指標の実績は以下のとおりであり、また、営業状況については招集通知22ページの1. 事業の経過及びその成果をご覧ください。

営業収益	営業費用	営業利益	経常利益	ROA
132,097百万円	120,855百万円	11,242百万円	12,265百万円	1.4%

その他、基本報酬の一定割合を自社株取得型報酬(原則、月額基本報酬×5%以上月100万円未満の範囲で各取締役が決定)として役員持株会に拠出し、取得した当社株式は在任期間中保有することで報酬と株価との連動性を高めております。

④金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、人事委員会において検討を行っております。⑤の委任を受けた代表取締役社長は人事委員会の答申内容に従って、取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長社長執行役員である福田光秀氏がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の評価配分としております。これらの権限を委任した理由は、各取締役の担当事業の業績を把握し、その業務に連動した評価を実施するにあたり適任と判断したことによります。

取締役会は、その権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、業績連動報酬の額の決定について人事委員会に原案を諮問し答申を得るとともに、監査等委員会への意見収集を実施しております。上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申及び意見収集の結果に従って、報酬の具体的な内容を決定しております。

⑥取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、人事委員会や監査等委員会の答申や意見収集の結果を尊重しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

【取締役の報酬等の総額】

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役 (監査等委員を除く)	142	109	33	7
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	34 (20)	34 (20)	— (—)	5 (3)
合計	176	143	33	12

- (注) 1. 当事業年度末日現在の取締役 (監査等委員を除く) は 6 名、監査等委員である取締役は 3 名 (うち社外取締役は 2 名) であり、上記の支給人員には、2021年6月22日開催の第44回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役 1 名及び監査等委員である取締役 2 名を含んでおります。
2. 当事業年度中において当社子会社の取締役・監査役を兼務した 8 名の取締役 (監査等委員 2 名を含む) に対しては、上記とは別に当該子会社から合計 66 百万円の報酬が支払われております。合計 66 百万円のうち、1 名の社外取締役に対しては、1 百万円の報酬が支払われております。

3. 当社の役員ごとの連結報酬等の総額等については、連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
4. 監査等委員である取締役の報酬体系は、その独立性の観点から業績等による変動は行わず、基本報酬のみを支給することとしております。
5. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年6月23日開催の定時株主総会において、年額500百万円と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は8名であります。
6. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月23日開催の定時株主総会において、年額80百万円と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況と役割

氏名	取締役会等への出席状況	主な活動状況と役割
志村 仁	取締役会 100% (33回/33回) 監査等委員会 100% (9回/9回)	主に金融庁など多様な分野における長年の経験を通して培った財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、取締役会等の重要な会議やコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会に積極的に参画するとともに、公正中立な立場から助言を行っております。さらに、取締役の指名及び報酬決定プロセスにおいても職務遂行の評価等を踏まえ、意見を述べております。
鈴木 治一	取締役会 95% (41回/43回) 監査等委員会 100% (13回/13回)	主に弁護士としての豊富な経験と幅広い見解を活かし、取締役会等の重要な会議やコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会に積極的に参画するとともに、公正中立な立場から助言を行っております。さらに、取締役の指名及び報酬決定プロセスにおいても職務遂行の評価等を踏まえ、意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	76
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	120

- (注) 1. 当社の子会社のうち、AIRA & AIFUL Public Company Limitedにつきましては、EY Office Limitedが会計監査人となっております。
2. 当社の子会社のうち、AG債権回収株式会社につきましては、ひびき監査法人が会計監査人となっております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
4. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、社債発行に係るコンフォートレター作成業務についての対価(3百万円)を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査等委員会による協議を経て、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会を選定した監査等委員は、解任後最初に招集される定時株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる相当の事由が生じた場合には、監査等委員会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(4) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度における職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条の同意を行っております。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、上記体制につき、取締役会において次のとおり決議いたしております。

内部統制全般に係る基本的な考え方

アイフルグループは、「誠実な企業活動を通じて、社会より支持を得る」という経営理念のもと、コンプライアンスを前提とした企業活動を通じて、経済社会の発展に貢献することで各ステークホルダーをはじめ、社会から信頼される企業となり、透明性・公正性・効率性を兼ね備えた企業経営を実現することをコーポレート・ガバナンスの重要な目的と認識している。

当社は、上記の理念・目的の確実な達成を目指し、市場環境・経済動向・関連法令の改正その他の事業環境等アイフルグループを取り巻くあらゆる状況を踏まえて、次のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定める。

なお、取締役会は、本基本方針を事業環境の変化等に応じて適宜見直すこととし、実効性の維持向上を図るべく不断の努力を行う。

① 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土の醸成を目的として、経営理念をはじめコンプライアンスに関する行動指針・社内規程等を定め、当該社内規程等に則り各取締役及び各部門のコンプライアンスに関する状況、職務執行の適正性につき適宜監査・監督を行う体制を整える。
- ・コンプライアンス体制の整備及び法令違反の未然防止を目的として、リスク統括部統括執行役員を委員長、社外有識者などを構成員とするコンプライアンス委員会を設置し、同委員会の定期的開催を通じて必要な改善措置・全社的啓蒙策を講じる。コンプライアンス委員会は、取締役会に適宜状況報告を行う。
- ・グループコンプライアンス委員会を設置し、アイフルグループにおいて共通した認識のもと、統一されたコンプライアンス体制（教育・研修を含む。）を整備する。
- ・アイフルグループのコンプライアンスの実践状況や業務の適正性に関する内部監査を行うため、内部監査部門を設置し、内部監査の結果について、取締役会及び監査等委員会に適宜状況報告を行う体制を整える。また、当社の内部監査部門は、必要に応じて、アイフルグループ各社の内部監査を実施する。
- ・法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見又はそのおそれがある場合は直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する体制を整える。
- ・アイフルグループの法令・定款違反行為等の通報・相談窓口として各種ホットラインを設置し、社内規程の整備を図ることによって公益通報者保護法に即した通報制度の実効性を確保する。

- ・社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力による被害を防止するために、断固として、反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求には一切応じず、毅然とした対応を行うための体制を整える。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る文書及びその関連資料（電磁的記録を含む。）その他企業機密及び個人情報を含む各種情報は、セキュリティ及び管理・保存に係る各種社内規程を定め、機密区分等に応じて取扱者を限定し、定められた保存場所及び保存年限に従った管理・保存を行う体制を整える。
- ・各種情報の管理・保存の適切性を確保するため、取締役及び使用人から定期的に機密保持に関する誓約書の提出を受けるとともに、内部監査部門によるモニタリングを定期的に行う体制を整える。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・企業の継続的発展を脅かすあらゆるリスクを把握し、アイフルグループのトータルリスクマネジメント体制を整備するため、取締役会の直属機関としてリスク管理委員会を設置する。
- ・リスク管理委員会は、アイフルグループ各社から定期的にリスク情報の報告を受けて常時リスク把握を行い、対応の責任を持つ取締役に状況報告を行うとともに、関連部門と連携して適切な危機管理を行う体制を整える。
- ・緊急事態発生時の対策は、大規模自然災害・IT基幹システム障害等リスクの種類に応じてこれを定め、迅速かつ適切に対応できる体制を整える。

④ 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会において、中期経営計画及び単年度の経営計画を決定し、定期的（月次・四半期・半期・年間）にその進捗状況を確認する。
- ・取締役会の効率性及び適正性を確保するため、取締役会の運営に関する社内規程を定める。
- ・執行役員制度を導入し、責任範囲と決裁手続を明確化して取締役の職務の効率性を確保する。
- ・当社子会社を管理する担当部署を置くとともに、当該部署が当社子会社と一定の重要事項について協議、情報交換等を行うことを通じて、当社子会社ひいてはアイフルグループ全体における経営の適正かつ効率的な運用に資するための体制を整える。

⑤ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・アイフルグループの役員又は管理職によって定期的に会議を開催し、情報交換を図るとともに、グループ全体の経営計画や重要施策の基本方針を共有する。当社は、職務執行状況及び財務状況等を定期的に当社に報告するよう各子会社に要請する。
- ・アイフルグループ各社における決裁に関する権限と責任等を明らかにする社内規程を定め、経営の重要な事項の決定等に関して、当社への承認申請又は報告が行われる体制を整える。

⑥ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・アイフルグループで統一された企業倫理の基本観を浸透させるため、アイフルグループ共通の経営理念をはじめコンプライアンスに関する行動指針を定め、これを周知徹底する。また、アイフルグループ全体を通して統一的な業務運営を行うため、グループを統括する社内規程を制定する。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査等委員会の職務を補助すべき専属の機関として監査等委員会室を設置し、その独立性及び実効性を確保するため、社内規程において、監査等委員会室に所属する使用人（以下「補助使用人」という。）は、その職務執行においては取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令に服さないこと、補助使用人の人事評価・人事異動・制裁処分の決定においては監査等委員会の同意を要することなどを定める。
- ・監査等委員会の適正な職務の遂行を確保するため、監査等委員会の要請に応じて内部監査部門に補助業務を行わせる体制を整える。

⑧ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等・使用人及び監査役が当社の監査等委員会に報告をするための体制、その他当社の監査等委員会への報告に関する体制、並びに当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・監査等委員会と当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等・使用人又は監査役の綿密な情報連携を図るため、取締役会をはじめとする各種会議に当社の監査等委員である取締役が出席し意見を述べ、また必要に応じた説明の要請に対して当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等・使用人又は監査役が適切に対応できる体制を整える。
- ・当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等・使用人又は監査役が法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見し、又はそのおそれがあると判断した場合、直ちに当社の監査等委員会に報告する体制及び報告を受けた部門が当社の監査等委員会に報告する体制を整える。
- ・財務報告に係る内部統制の状況や会計基準及び内部監査部門の活動状況、その他当社子会社監査役の活動状況等を必要に応じて監査等委員会に報告する体制を整える。
- ・各部門が作成し担当部門に提出した稟議書及び報告書等を監査等委員会が必要に応じて閲覧することができる体制を整える。
- ・当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等・使用人又は監査役は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを社内規程等において禁止する。

⑨ **監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ・ 監査等委員会が会計監査人から会計監査に関する報告及び説明を受け、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う体制を整える。
- ・ 内部監査部門と監査等委員会との連携体制を確保することで、不正・不当行為の牽制・早期発見を行うための実効的な監査体制の整備に努める。
- ・ 監査等委員会が業務に関する説明又は報告を求めた場合、取締役及び使用人が迅速かつ適切に対応する体制を整える。
- ・ 監査等委員会による弁護士等の外部専門家の利用等、職務の執行に関し生ずる費用については、当社が負担する。
- ・ 当社は、監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員である取締役の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

① **コンプライアンス体制**

- ・ コンプライアンス委員会を6回開催し、コンプライアンスプログラムを策定し、啓蒙・管理・検証を行い、取締役会に適宜状況報告を行っております。
また、グループコンプライアンス委員会を4回開催し、進捗報告及び情報共有を実施しております。
- ・ 内部監査部門は、当社グループの各部門の内部監査を実施し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告するとともに、必要に応じて改善提案を実施しております。
- ・ 法令・定款・社内規程違反その他重要な事実を発見等した場合の報告ルールを定め、また内部通報窓口を設置、内部通報者への不利益な取扱いを禁止する内部通報ルールを整備・周知し、発生予防及び早期発見に努めております。
- ・ 反社会的勢力排除に関する基本方針を定め、これを公表するとともに、お客様を含む取引先への事前審査、事後検証を実施しております。

② **情報の保存及び管理体制**

- ・ 各種情報に関するセキュリティ及び管理・保存に係る社内規程に従った運用を行い、内部監査部門による定期的監査により適切性を検証しております。

③ **リスク管理体制**

- ・ リスク管理委員会を4回開催し、アイフルグループ内のリスク情報を確認し、これを管理しております。また、昨今の事業状況の変化を踏まえ、全体的なリスクの再点検を実施しております。

- ・緊急事態発生時のコンティンジェンシープラン及びマニュアル等を定め、防災及びサイバーセキュリティの訓練を実施することで不断の見直しを実施し、実効性の維持・確保に努めております。

④ 効率的な職務執行体制

- ・取締役会の効率性及び適切性を確保するため取締役会の運営に関する社内規程を定めて運用し、適宜見直しを行うこととしております。その他執行役員制度を導入することで監督と執行の分離により意思決定の効率化を図っております。また、取締役会は中期経営計画及び単年度の経営計画を決定し、毎月報告会議において定期的に進捗状況を確認し管理しております。

⑤ グループ管理体制

- ・アイフルグループ共通の経営理念及びコンプライアンスに関する行動指針を定め、グループを統括する社内規程を定めるとともに、当社国内子会社を管理する担当部門を経営企画部、海外子会社を管理する担当部門を海外事業部とし、一定の重要事項について協議、情報交換等を行っております。
- ・アイフルグループ全体会議及び定期的な会議を開催し、グループ全体の経営計画や重要施策の基本方針を共有しております。また、重要事項の決定に関して当社への承認申請等を受け、その他職務執行状況及び財務状況等の報告を受けております。

⑥ 監査体制

- ・監査等委員は、取締役会・経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等から業務執行の報告を受け、意思決定の過程や内容について監督を行っております。
- ・監査等委員は、代表取締役及び内部監査部・経理部・リスク統括部・経営企画部・海外事業部等と定期的に会合を持ち、業務の執行状況を聴取しております。
- ・監査等委員会の職務を補助すべき部署として、取締役等の指揮命令から独立した監査等委員会室を設置し、補助使用人を配置しております。また、内部監査部に補助業務を行わせる体制及び連携体制を確保し不正等の牽制及び早期発見を行うための実効性を確保しております。
- ・監査等委員は定期的に会計監査人との会合を持ち、会計監査に関する報告を受け、監査状況を聴取しております。
- ・子会社監査について、監査等委員は子会社監査役等と定期的に会合を持ち情報交換を行うとともに、子会社の重要会議に出席し報告を受けております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、中長期的な利益成長を通じた株主価値の極大化を目指しつつ、安定的な内部留保金を確保し、経営成績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、1株当たり1円とすることを決定いたしました。

また、次期の配当につきましては、1株当たり年間1円（期末1円）を予定しております。

内部留保金につきましては、市場環境・経済動向・関連法令その他の事業環境等、当社を取り巻くあらゆる状況を勘案し、財務体質強化や収益基盤の拡大に資する戦略的投資に充て、将来の事業発展を通じて株主へ還元させていただく方針であります。

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨及び「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	880,801	流動負債	549,257
現金及び預金	44,448	支払手形及び買掛金	40,919
営業貸付金	547,457	支払承諾	193,225
割賦売掛金	110,244	短期借入金	77,310
営業投資有価証券	2,312	関係会社短期借入金	1,533
支払承諾見返	193,225	コマーシャル・ペーパー	2,500
その他営業債権	10,241	1年内償還予定の社債	35,000
買取債権	5,338	1年内返済予定の長期借入金	166,786
その他	25,440	未払法人税等	860
貸倒引当金	△57,906	賞与引当金	1,377
固定資産	54,841	割賦利益繰延	3,021
有形固定資産	16,908	その他	26,723
建物及び構築物	5,214	固定負債	229,859
機械装置及び運搬具	77	長期借入金	197,271
器具及び備品	937	繰延税金負債	7
土地	8,900	利息返還損失引当金	24,594
リース資産	1,662	その他	7,986
建設仮勘定	116	負債合計	779,116
無形固定資産	6,737	(純資産の部)	
ソフトウェア	6,635	株主資本	152,495
その他	101	資本金	94,028
投資その他の資産	31,195	資本剰余金	14,017
投資有価証券	6,571	利益剰余金	47,560
破産更生債権等	22,567	自己株式	△3,110
繰延税金資産	12,599	その他の包括利益累計額	1,404
敷金及び保証金	5,322	その他有価証券評価差額金	1,098
その他	4,474	為替換算調整勘定	306
貸倒引当金	△20,339	非支配株主持分	2,626
資産合計	935,642	純資産合計	156,526
		負債純資産合計	935,642

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	金額
営業収益		
営業貸付金利息	76,332	
包括信用購入あっせん収益	18,833	
信用保証収益	15,730	
その他の金融収益	5	
その他の営業収益	21,195	132,097
営業費用		
金融費用	7,041	
売上原価	199	
その他の営業費用	113,614	120,855
営業利益		11,242
営業外収益		
貸付金による投資利益	224	
分法に替	150	
為の	370	
その	313	1,058
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	3	
感染症関連費用	10	
その他	20	35
経常利益		12,265
税金等調整前当期純利益		12,265
法人税、住民税及び事業税額	2,602	
法人税等調整額	△3,374	
当期純利益		13,037
非支配株主に帰属する当期純利益		703
親会社株主に帰属する当期純利益		12,334

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	605,061	流動負債	384,741
現金及び預金	15,387	支払承諾	158,645
営業貸付金	450,934	短期借入金	15,426
割賦売掛金	226	関係会社短期借入金	1,533
支払承諾見返	158,645	コマーシャル・ペーパー	2,500
その他営業債権	8,802	1年内償還予定の社債	35,000
前払費用	454	1年内返済予定の長期借入金	162,330
未収収益	3,228	リース債務	224
その他の当座金	7,169	未払費用	5,943
貸倒引当金	△39,787	未払法人税等	608
固定資産	106,124	未払法租	630
有形固定資産	12,230	賞与引当金	1,350
建物	3,816	その他の	547
構築物	171	固定負債	216,347
機械及び装置	8	長期借入金	191,684
器具備品	616	リース債務	537
土地	6,810	利息返還損失引当金	21,334
リース資産	691	資産除去債務	1,991
建設仮勘定	116	その他の	798
無形固定資産	2,902	負債合計	601,089
ソフトウェア	2,878	(純資産の部)	
その他の	24	株主資本	109,621
投資その他の資産	90,990	資本金	94,028
投資有価証券	1,251	資本剰余金	52
関係会社株	30,383	資本準備金	52
関係会社長期貸付金	45,702	利益剰余金	18,650
破産更生債権等	14,523	利益準備金	48
長期前払費用	347	その他利益剰余金	18,602
繰延税金資産	9,670	繰越利益剰余金	18,602
敷金及び保証金	1,286	自己株式	△3,110
その他の	445	評価・換算差額等	475
貸倒引当金	△12,618	その他有価証券評価差額金	475
資産合計	711,185	純資産合計	110,096
		負債純資産合計	711,185

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
営業貸付金利息	63,071	
その他の金融収益	0	
その他の営業収益	20,045	83,117
営業費用		
金融費用	5,421	
その他の営業費用	72,938	78,359
営業利益		4,757
営業外収益		
為替差益	531	
貸付金の利息	1,018	
その他の	463	2,014
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	3	
感染症関連費用	10	
その他	8	23
経常利益		6,748
税引前当期純利益		6,748
法人税、住民税及び事業税	2,028	
法人税等調整額	△3,192	
当期純利益		7,912

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

アイフル株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 城 卓 男
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安 田 秀 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイフル株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイフル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

アイフル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 城 卓 男
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安 田 秀 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイフル株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

2022年5月13日

アイフル株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 志 村 仁 ㊟

常勤監査等委員 福 田 芳 秀 ㊟

監査等委員 鈴 木 治 一 ㊟

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第45期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

ア. 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

イ. 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ア. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- イ. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ウ. 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

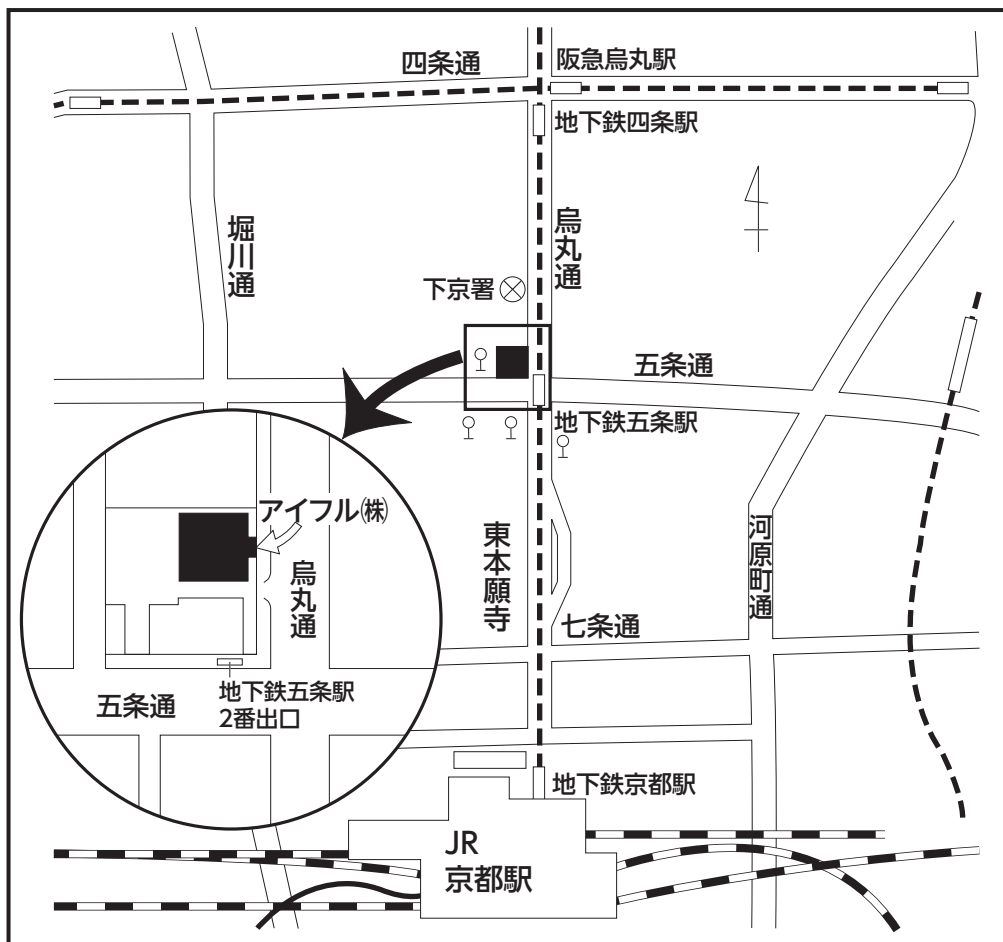
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

- (注) 常勤監査等委員 志村仁 及び 監査等委員 鈴木治一 は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

株主総会会場ご案内図



- 交通 ● JR 京都駅より、地下鉄烏丸線「京都」→「五条」約2分
● 阪急烏丸駅より、地下鉄烏丸線「四条」→「五条」約1分
● 地下鉄烏丸線「五条」2番出口より徒歩約1分
バス「烏丸五条」より徒歩約1分

※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。